

下妻市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和3年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位
A 2	1111	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1,176	1月につき
A 2	1114		訪問型独自サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1172単位		
A 2	2111		訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		39	1日につき
A 2	2114		訪問型独自サービスⅠ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	39単位	35	
A 2	1211	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2,349	1月につき
A 2	1214		訪問型独自サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2342単位		
A 2	2211		訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	1日につき
A 2	2214		訪問型独自サービスⅡ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77単位	69	
A 2	1321	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A 2	1324		訪問型独自サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3715単位		
A 2	2321		訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123	1日につき
A 2	2324		訪問型独自サービスⅢ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	122単位	110	
A 2	2411	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	訪問型独自サービスⅣ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		268	1回につき
A 2	2414		訪問型独自サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	267単位		
A 2	2511	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	訪問型独自サービスⅤ	※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		272	
A 2	2514		訪問型独自サービスⅤ・同一	※1月の中で全部で5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	271単位		
A 2	2621	ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅵ)	訪問型独自サービスⅥ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		287	
A 2	2624		訪問型独自サービスⅥ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	286単位		
A 2	1411	ト 訪問型 サービス費 (独自)(短 時間サービ ス)	訪問型独自短時間サービス	※1月の中で全部で9回から12回まで 事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満)		167	
A 2	1414		訪問型独自短時間サービス・同一	※1月につき22回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	166単位		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算		チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		ヌ 介護職員処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の137/1000 加算		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の55/1000 加算		
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能		
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算		ル 介護職員等特定処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A 2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分		新型コロナウイルス感染症への対応	訪問型サービス費のイからトまでについて 所定単位数の1/1000		

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止